



ビー・ホールディングスがアイ・エム・ジェイ<4305>株式の大量保有報告書を提出



アイ・エム・ジェイ<4305>について、ビー・ホールディングスが10月11日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「発行者の株式及び新株予約権を取得及び保有し、重要提案行為等を行うこと。提出者は、提出者及びカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社が発行者の発行済株式（自己株式を除きます。）の全てを保有することとなるよう、①発行者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うこと、②発行者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。）を付す旨の定款変更を行うこと、③当該普通株式の全部（発行者の自己株式を除きます。）の取得と引き換えに別の種類の発行者株式を交付することに係る付議議案を含む株主総会の開催を、発行者に対して要請する予定です。また、上記②に係る定款変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、上記②に係る株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることになる普通株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要となるため、提出者は、上記株主総会と同日を開催日としかつ上記②に係る定款変更を行うことに係る付議議案を含む種類株主総会の開催を、発行者に対して要請する予定です。 」によるもの。

報告書によると、ビー・ホールディングスのアイ・エム・ジェイ株式保有比率は、93.15%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2012年10月10日。